

議会改革、

市民の皆様からのご意見

●全体について

Q 今、議会基本条例を制定する意味があるのか。

では、一般質問は、市民の要望や考えを調査したうえで質問してほしい。

Q 定期会の回数及び会

Q 規定や要綱など条例以外でも十分審議できるのでは。

●各条文について

Q 議会の活動原則は、抽象的すぎるのでは。

Q 市民との交流は、具体的に明記しては。

Q 議会と市長等の関係

期では、サフリーマン世帯から議員が参加しやすくするため、議会は土日や夜間に開く条項をいれるべきでは。

Q 広報の充実では、広報活動はしているが、広聴活動は。

Q 条例の検証及び見直しでは、定期的な期間は、

いつ、だれが決めるのか。

など、さまざまな貴重なご意見をいただきました。

愛西市議会では、今回の条例制定は議会改革のスタートと捉え、この条例を活用し、議会活動の活性化を通じて、「開かれた議会」を実現していきます。

【今までに改革してきたこと】

- 審議会などへの議員参画の見直し(H23.9)
- 議会議員の政治倫理条例の制定(H24.6)
- 反問権の実施(H27.3)
- 議員と各種団体との懇談会基本方針作成(H27.8)

「すぐ変えるか、考えて変えるか」

常任委員会及び議会運営委員会の委員長報酬について。

近隣市で当市以外は委員長手当が無いことが判明した。当市では、合併当初から現在まで月額一、二万円高い委員長報酬が支給されている。

(論点)

ひとつの会派から、先ずは、残りの議員任期の四力月分を無くして、改選後は新たな議員で話し合っって決めようという意見と、他の会派からは、暫定的に慌てて進めるのではなく、議会閉会中の委員会でも継続審査をし、議論を交わして進めるべきとの意見がでた。

(結論)

政務活動費の有無など他市との違いがある中で、暫定的に進めるのではなく、閉会中審査を進めることとなった。

「次回改選時より」 「常任委員会に」

次回の改選時より、議員定数が削減されることに伴い、従来の3常任委員会を2常任委員会に削減しました。



名称	総務文教委員会	建設福祉委員会
定数	9名	9名
所管	総務部、企画政策部、市民協働部、教育委員会、会計室、監査委員事務局、選挙管理委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項	健康福祉部、産業建設部、上下水道部、農業委員会及び消防本部の所管に属する事項